

第56回滋賀県景観審議会議事概要

日時：

平成20年11月19日（水曜日） 午後2時～5時

場所：

滋賀県庁本館 第四委員会室

議題：

- (1) 滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条に基づく地域の指定の変更
ならびに第12条第1項に基づく施行規則で定める許可基準の変更について（諮問）
- (2) 違反広告物是正アクションプランについて（報告）
- (3) 滋賀県景観計画ガイドライン策定方針について（報告）

出席者：

山崎委員（会長）、古賀委員、竹中委員、谷委員、中野委員、濱崎委員、福山委員、藤田委員、藤本委員、増田委員、山本委員

委員15名中11名出席

主な意見要旨：

議題1．滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条に基づく地域の指定の変更
ならびに第12条第1項に基づく施行規則で定める許可基準の変更について

【伝統的建造物群保存地区の禁止地域への編入について】

現行の禁止地域の基準のままでは、最大で15㎡もの自家用広告物が掲出できることを考慮すれば、伝統的建造物群保存地区にはさらに厳しい基準が設定されてもよい。

【琵琶湖周辺の自家用広告物にかかる総量規制について】

琵琶湖景観形成地域は景観上特別な区域であり、その区域内においては用途地域であっても基準緩和をする必要は低い。

住居系用途地域は人が住むための地域であるので、すべての住居系地域に総量規制が適用されても良いのではないか。

琵琶湖景観形成地域内であっても、経済活動を営むために自家用広告物が必要であることを認めなければならない。

「住居系用途地域」といっても、第1種および第2種低層住宅専用地域以外は、さまざまな用途の建築物が存在しているのが現実である。

将来的には、それぞれの用途地域に応じた段階的な基準を設定して欲しい。

【琵琶湖周辺の案内図板について】

道路がある以上、案内図板がなければ困る人がいる。案内図板はあって然るべき。特に公益性の高い施設等への案内図板は、必要である。

「同一広告主の案内図板は500m以上離さなければならない」という規定の数値には一定の妥当性がある。

看板全体を矢印にするなどの方法で実質は宣伝目的の案内図板が出てくる可能性を留意すべきである。

【その他】

琵琶湖景観形成地域内だけでなく、他地域も規制を強化する方向を示して欲しい。

さまざまな検討課題は、この度の規則改正に盛り込めなくとも、答申に附帯意見として書き込む。

委員が事務局と問題意識を共有し、判断するために、より詳細で具体的な資料が必要である。十分な資料がなければ、現場の課題を知り得ない。

議題 2 . 違反広告物是正アクションプランについて

広告主から広告業者に責任転嫁されることもあり得る。その場合、広告業者は費用等の負担に耐えられないのではないかと。

広告業者は、広告主の意思なく是正することが困難なので、基本は広告主に指導する方がよい。

今後、規制や指導が厳しい区域で広告物が減少する分、それほど厳しくない区域に広告物が増加するおそれがある。

広告主は屋外広告物条例を知らないことが多く、その周知が図られる点で、アクションプランは評価できる。

目標数値の達成は非常に困難であると予想するが、違反広告物対策の第一歩として努力して取り組んで欲しい。

議題 3 . 滋賀県景観計画ガイドライン策定方針について

資料にある「おすすめ色」以外の色相にも適した色がある。先進自治体の色彩ガイドライン等を参考に、多様な色相を網羅できる表現を用いて欲しい。